

# 農福連携 ガイドブック



令和8年3月

# はじめに

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

さらに、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がっており、また、農業のみならず林業や水産業にも広がっています。

政府は、農福連携等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進会議」を設置し、その会議の結果を踏まえ、令和元年6月に、取組の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめました。

そして、同ビジョンの策定から5年が経過した令和6年6月に、農福連携等の取組をより一層深化させていくために、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」が決定されました。

また、令和6年6月には、改正食料・農業・農村基本法が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置づけられ、地域の農業の振興を図るため、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれました。

本パンフレットでは、農福連携等に関心がある方々を対象に、農福連携等の取組方法や活用可能な支援策等について、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省においてとりまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

# 目次

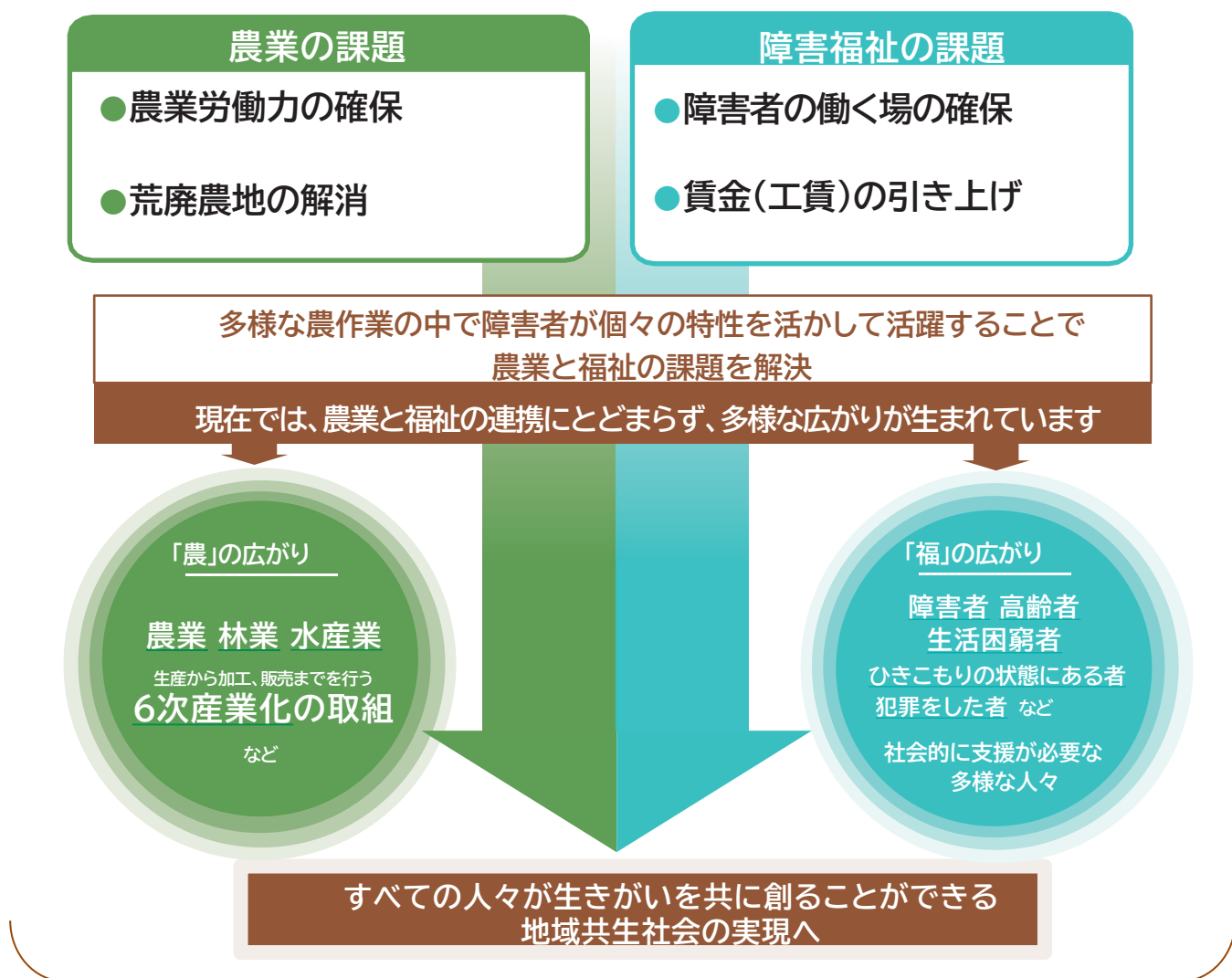
---

1	農福連携について	p3
	農業者による取組事例	p4
	農業における農福連携の効果	p4
	障害者就労施設による取組事例	p5
	障害福祉における農福連携の効果	p5
	【参考】障害者就労施設について	p6
2	農福連携に取り組む際の支援	p7
	【ステップ1】農福連携について知る	p8
	【ステップ2】農作業の請負(施設外就労)について	p9
	【ステップ3】障害者の雇用～障害者の雇用について～	p13
	【ステップ3】障害者の雇用～障害者の雇用に関する支援策～	p14
	【ステップ3】農業参入～農地の確保について～	p19
	【ステップ3】農業参入～農業参入に関する支援策～	p22
	共通の支援策	p28
3	農業分野における高齢者の福祉に関する支援	p35
4	農業分野における生活困窮者等の自立支援	p37
5	農業分野における刑務所出所者等の自立支援	p39
6	トピック①～特例子会社について～	p41
7	トピック②～農福連携技術支援者について～	p43
8	トピック③～ユニバーサル農園について～	p44
9	トピック④～地域協議会について～	p45
10	トピック⑤～林福連携・水福連携について～	p47
11	トピック⑥～熱中症対策について～	p49
12	コラム①～農福連携を通じた心身の健康等への影響～	p50
13	コラム②～多岐にわたる農作業、周辺農業とのつながり～	p51
14	参考	p52

# 1 農福連携について

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

さらに、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がっており、また、農業のみならず林業や水産業にも広がっています。



## 農福連携等



農福連携を盛り上げるため、11月29日の「ノウフクの日」周辺には、全国で様々なイベントが開催されます。



農林水産省HP  
「農福連携の推進」

# 農業者による取組事例

## 農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株)(静岡県浜松市)

- 13代続く野菜農家
- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用  
従業員約110名中、障害者は30名
- 障害者雇用数に比例し売上増加  
(30年間で約10倍に)
- 障害者の視点で農作業の体制を整備することで作  
業が効率化
- ノウフク・アワード2021グランプリ受賞
- 障害者雇用優良事業所 厚生労働大臣賞表彰受賞



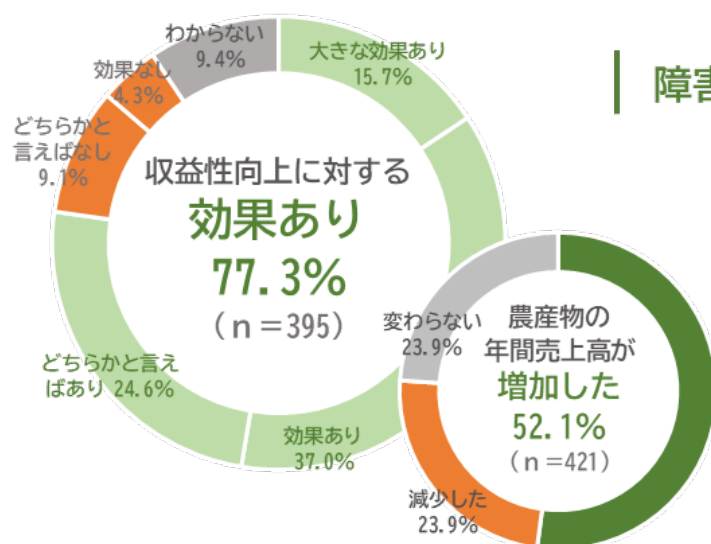
誰でも正確な作業が  
できるよう器具を工夫

※R8.3時点

## 農業における農福連携の効果

アンケート調査で回答があった者のうち、農福連携に取り組む農業経営体の約8割が障害者等を受け入れることで収益性向上に効果があると回答しています。また、約6割が「人材として、障害者等が貴重な戦力になっている」、「営業等の別の仕事に充てる時間が増えた」と回答しています。

### 農業経営体の回答



### 障害者等を受け入れることの効果 (n=424)

- 56.4%が「障害者等が貴重な戦力となった」と認識
- 55.7%が「労働力確保で営業等の時間が増加」と認識
- 31.6%が「品質の向上や収量の増加につながった」と認識

出典:「農福連携に関するアンケート調査結果」(一般社団法人日本基金)

注:農業経営体を対象としたアンケート調査(令和4年度実施)

# 障害者就労施設による取組事例

## 障害者就労施設が農業参入 社会福祉法人ゆずりは会菜の花(群馬県前橋市)

- 知的障害のある人たちに就労の訓練等を行う事業所
- 施設を利用する障害者約20名以上が全員、年間を通じて農作業に従事
- 1人1人の障害の特性に応じた農作業の分担により全員が活躍
- 月の平均工賃は県平均の約4倍を実現
- ノウフク・アワード2022グランプリ受賞



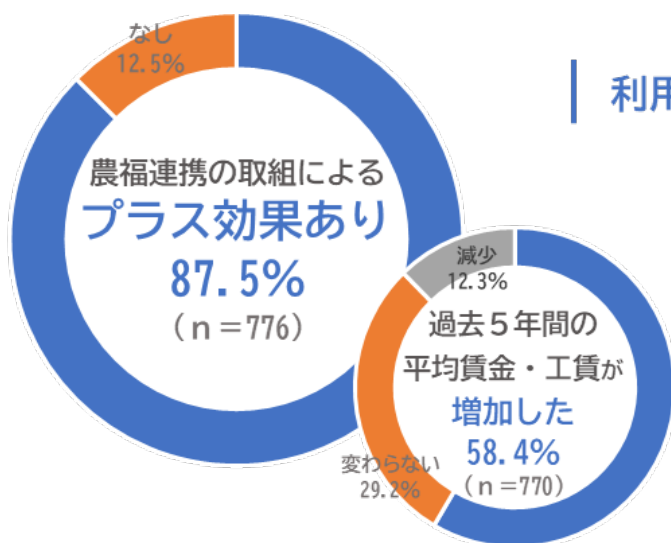
個々の特性に合う作業を割り当て

※R8.3時点

## 障害福祉における農福連携の効果

アンケート調査で回答があった者のうち、農福連携に取り組む障害者就労施設の約8割が「利用者に体力が付き長い時間働けるようになった」、約6割が「過去5年間の賃金・工賃が増加した」、「利用者の表情が明るくなった」と回答しています。

### 障害福祉サービス所の回答



### 利用者へのプラス効果

- 80.5%が「体力がついて長い時間働けるようになった」と回答(n=549)
- 58.3%が「表情が明るくなった」と回答(n=655)
- 46.5%が「コミュニケーション力が高まった」と回答(n=649)

出典:「農福連携に関するアンケート調査結果」(一般社団法人日本基金)  
注:農業経営体を対象としたアンケート調査(令和4年度実施)

# 【参考】障害者就労施設について

障害者就労施設(就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所)とは、一般企業に雇用されることが困難である障害のある方に対し、一般就労を目指すことを目的に、就労の機会の提供及び就労に必要な知識及び能力向上に必要な支援を提供する施設である。

	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労選択支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p> <p>④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力向上のための支援を一時的に必要とする者</p>

## 2 農福連携に取り組む際の支援

「農福連携に取り組みたいけど、いきなり障害者を雇用したり、農業参入するのは不安」という方もいらっしゃると思います。農業側と福祉側が、お互いを理解し、良好な関係をつくることが大切です。そのため、農福連携に取り組む際は、以下の順番でステップアップすることをおすすめしています。

農業者

障害者就労施設

### 【ステップ1】農福連携について知る

○農福連携について知る…p8



### 【ステップ2】農作業の請負(施設外就労)

○農作業の請負(施設外就労)について…p9



### 【ステップ3】障害者の雇用

○障害者の雇用について…p13  
○障害者の雇用に関する  
支援策 …p14

### 農業参入

○農地の確保について…p19  
○農業参入に関する  
支援策 …p22

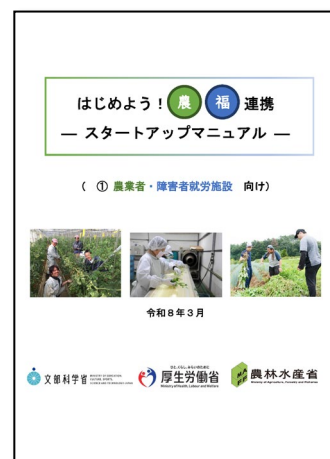
### 【共通の支援策】

○共通の支援策…p28

※具体的な手順については、「はじめよう！農福連携-スタートアップマニュアル-」をご参照ください。

はじめよう！農福連携  
—スタートアップマニュアル

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



# 【ステップ1】農福連携について知る

## ノウフクWEB

専用ポータルサイト「ノウフクWEB」では、農福連携に関する様々な情報を発信しています。農福連携について知りたい場合は、まずは、ノウフクWEBを見てみましょう。



### ノウフクWEB

<https://noufuku.jp/>



## ワンストップ窓口

各都道府県は、農福連携に関する相談を一元的に受け付けるワンストップ窓口を設置しています。「ノウフクWEB」には各都道府県のワンストップ窓口の連絡先を公開しています。農福連携を始めたい場合、まずは最寄りのワンストップ窓口に連絡してみましょう。

### ノウフクを知る

KNOW

ノウフクについての全体像をご紹介します。

ノウフクの取り組みをはじめたい方のためのマニュアルや支援制度、農福連携等実践者情報、国や自治体の担当窓口、日本農林規格ノウフクJAS等についてまとめています。

### WEBサイトの日本地図をクリック

<https://noufuku.jp/know/>



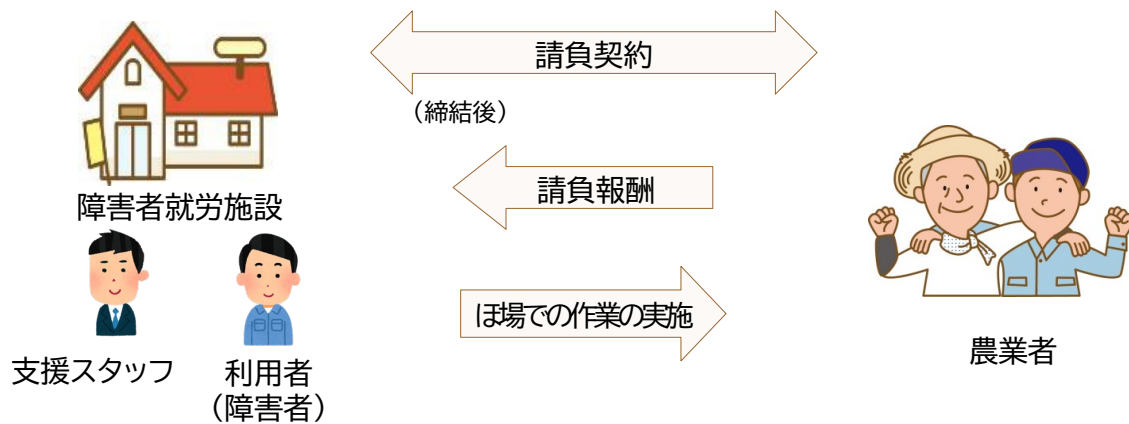
問い合わせ先

・農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL:03-3502-0033)

## 【ステップ2】農作業の請負(施設外就労)について

施設外就労とは、障害者就労施設が農業者と農作業の請負契約を締結し、農業者の農場に通って農作業を実施するものです。農業者は、障害者就労施設に対して、作業の対価である請負報酬を支払うことになります。

障害者は、障害者就労施設の支援スタッフ(職業指導員等)と一緒に農場へ出向き、障害者への作業指示等は、支援スタッフが行います。そのため、事前に、支援スタッフが作業内容を把握しておくことが望ましいです。



施設外就労を始めるには、各都道府県のワンストップ窓口(p8)への相談のほか、以下の方法などがあります。

- ①地域の障害者就労施設と農家・農業法人等が直接交渉する
- ②都道府県、市町村、JA等から、障害者就労施設や、農家・農業法人等を紹介してもらう
- ③地域の共同受注窓口(※)を活用する

(※)共同受注窓口とは

複数の障害者就労施設等が共同して受注に取り組み、受注業務のあっせん、又は、仲介等を行う組織です。各都道府県等が、社会福祉法人やNPO法人等に委託する等して事業を実施します。

問い合わせ先

・農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL:03-3502-0033)

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
(TEL:03-3595-2528)

農業分野での施設外就労によって、

- 受託作業の減少や自主製品の販売不振による、収益の減少や作業賃金の低下が起こること、単調な室内作業に陥りがち、といった障害者就労施設の課題
  - 高齢化による労働力不足といった農家・農業法人等の課題
- の双方を改善することが可能です。

### 【事例紹介】施設外就労で農福連携を実施 株式会社 笠間農園(石川県)

主力商品:こまつな、ほうれんそう、えだまめ、にんじん、さといも  
その他 :認定農業者

- 取締役が作業療法士として病院に勤務していた経験から、自園にて高齢者が元気で健康に農作業する姿を見て、農作業にはリハビリ効果があると確信。
- 平成29年に、近隣の障害者就労施設から、「障害者に農作業をさせて欲しい」と依頼され、受入れを開始。
- 現在は、施設外就労として、こまつなやほうれんそうの収穫・袋詰め作業を通年で4施設、えだまめの出荷作業では、夏2ヶ月間で6施設が携わる。
- えだまめは年々出荷量・仕事量が増し、障害者の工賃単価を上げることに成功。さらに、自園で収穫した農作物を、障害者就労施設で商品化するなど、6次産業化にも取り組む。
- 取締役は、石川県の農家と福祉をつなぐ農福連携促進アドバイザーも務める。
- ノウフク・アワード2022優秀賞受賞



通年での小松菜収穫



枝豆の選別・袋詰

※R8.3時点

### 【事例紹介】施設外就労で農福連携を実施 ひらまつファーム(静岡県)

主力商品:ミニトマト、レタス、とうもろこし等  
その他 :認定農業者

- 家族経営で、行き詰っていたところ、静岡県西部農林事務所の普及指導員から農福連携の県ワンストップ窓口※の紹介があり、農福連携コーディネーターの助言を受けながら、令和4年に農福連携の取組を開始。
- 農福連携コーディネーターによる、失敗事例の事前共有や作業分解・マニュアル作成などの支援が、円滑な農福連携の取組開始に寄与。
- 現在は2つの障害者就労施設へ野菜の栽培から収穫に至るまでの農作業を委託。
- 新たな治具の開発、各作業のマニュアル作成など、環境を少し整えることで、作業効率が飛躍的に改善。
- 農福連携に取り組むことで収益向上・栽培面積拡大につながると同時に時間的な余裕も生まれた。
- ノウフク・アワード2023フレッシュ賞受賞



ひらまつファームと  
障害者就労施設のメンバー



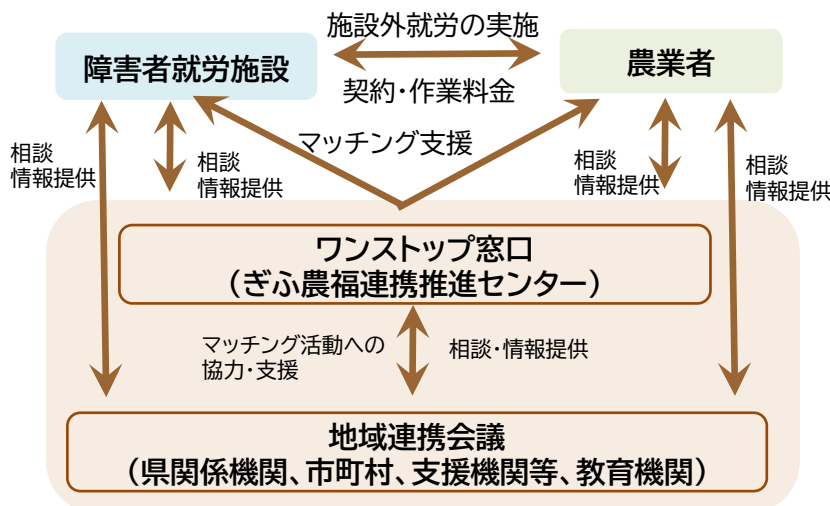
ミニトマトの脇芽取り作業

※運営:認定NPO法人オールしずおかベストコミュニティ ※R8.3時点

各都道府県に設置されたワンストップ窓口では、農福連携に関する相談を一元的に受け付け、農作業を依頼したい農業者側と農作業を請け負いたい障害者就労施設側とのマッチング支援等を行い、地域における農福連携等を推進しています。

### 【事例紹介】ワンストップ窓口 ぎふ農福連携推進センター(岐阜県)

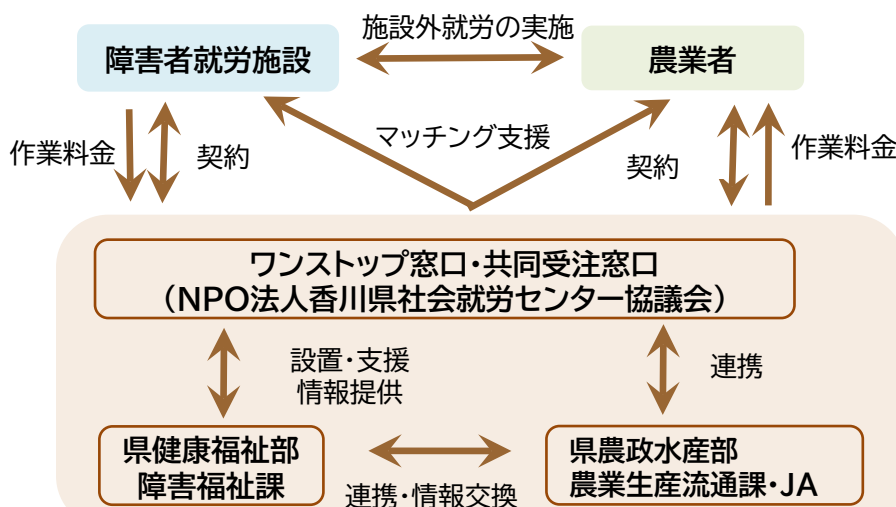
- 岐阜県のワンストップ窓口である「ぎふ農福連携推進センター」が、県下10か所に設置した地域連携会議と連携し、農業者と障害者就労施設との施設外就労のマッチング支援等を行う。
- 地域連携会議では、各地域農林事務所を事務局に市町村の農政担当課、福祉担当課をはじめ、就業・生活支援センター、社会福祉協議会等と情報共有し、地域における農福連携の取組を推進。



※R8.3時点 施設外就労状況

### 【事例紹介】ワンストップ窓口 NPO法人香川県社会就労センター協議会(香川県)

- 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 共同受注窓口であるNPO法人香川県社会就労センター協議会が、ワンストップ窓口も担い、農業者と障害者就労施設等の施設外就労のマッチングを支援。



※R8.3時点 施設外就労状況

## 【参考】特別支援学校から職場実習の受入れ

特別支援学校高等部の中には、近隣の企業等を訪問して職業体験活動や作業実習をする「職場実習」を行っているところがあります。生徒は、職場実習を通じて、関心のある職業分野や業務内容を探ります。また、受入側は、生徒の適性を見極め、卒業後に本採用するか判断する期間となりえます。職場実習の受入れを検討する農業者は、近隣の特別支援学校高等部の進路指導担当や教育委員会にお尋ねください。

なお、職場実習の際に要する実習先までの交通費については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは、特別支援学校にご確認ください。

問い合わせ先

・最寄りの特別支援学校

・文部科学省特別支援教育課  
(TEL:03-6734-3716)

## 【ステップ3】障害者の雇用 障害者の雇用について

農業者が障害者を雇用したい場合は、農業分野での就職を希望する障害者を見つける必要があります。まずは、最寄りのハローワークへご相談ください。

### ハローワーク

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けているほか、障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用している事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、関係機関と連携して支援を行っているほか、各種助成金の案内を行っています。



問い合わせ先

・最寄りのハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)



### 【参考】障害者の雇用に関する好事例

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のWEBサイトにおいて、障害者雇用に先駆的に取り組んでいる事業所の好事例を紹介しており、農林漁業における好事例も紹介しています。

障害者雇用事例リファレンスサービス  
<https://www.ref.jeed.go.jp/>



問い合わせ先

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
(TEL:043-297-9513)

# 【ステップ3】障害者の雇用 障害者の雇用に関する支援策

## マニュアル

障害者を受け入れたい場合に、「はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～」をはじめとした各種マニュアルがありますので、参考にしてください。



### ■ 主な内容

- 障害者雇用の基礎理解
- 採用計画の検討・採用の準備
- 募集活動・社内支援の準備
- 職場定着のための取組
- 障害特性と配慮事項
- 就労支援機関

詳しくは以下の(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構WEBサイトをご覧ください。

はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～

<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/q2k4vk000003kesx.html>



各種マニュアル

<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html>



問い合わせ先

・独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構  
(TEL:043-297-9513)

・厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課  
(TEL:03-3595-1173)


## 活用可能な助成金等

### 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部の助成を行う各種助成金があります。



(主な助成金) **障害者作業施設設置等助成金**

■ 支援内容	障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等(※)を行った場合の助成措置 (※)聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等。
■ 支給期間	賃借の場合は3年間
■ 交付率	対象費用の3分の2 (作業施設、附属施設、作業設備の合計は対象障害者1人につき450万円、作業設備の場合は対象障害者1人につき150万円まで)
■ 対象障害者	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者
■ 特記事項	対象障害者等の雇い入れ、中途障害者に係る職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
■ 実施主体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)
■ URL	<a href="https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/shisetsu_joseikin/index.html">https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/shisetsu_joseikin/index.html</a> 

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構WEBサイトをご覧ください。

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



問い合わせ先

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
都道府県支部高齢・障害者業務課  
(東京都・大阪府は高齢・障害者窓口サービス課)

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>



・厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課  
(TEL:03-3595-1173)

## 雇用就農資金

■支援内容	就農を希望する49歳以下の障害者の方を新たに雇用する農業法人等に対して、新規雇用就農者1名あたり最大75万円/年(最長4年間)を助成します。
■事業期間	最長4年間
■交付額	新規雇用就農者1名あたり最大75万円/年 (通常は最大60万円/年で、新規雇用就農者が障害者の方の場合には最大15万円/年が加算されます) ※1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで
■実施主体	全国農業会議所
■主な要件	新規雇用就農者の1週間の所定労働時間は、年間平均35時間以上となる必要がありますが、障害者の方の場合は20時間以上で構いません。 なお、特定求職者雇用開発助成金(p15)との併給は認められません。
■その他	雇用就農資金の募集は全国農業会議所が行っており、申請や問合せは各都道府県農業会議等で受け付けています。
■URL	<a href="https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/">https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/</a>



### 問い合わせ先



・最寄りの都道府県農業会議

・農林水産省経営局就農・女性課  
(TEL:03-6744-2160)

## 障害者を雇い入れた場合などの各種助成


### 特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

■支援内容	ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して助成金を支給
特定就職困難者コース	ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に、一人当たり50万円(中小企業の場合は120万円)等を支給。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html</a> 
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	ハローワーク等の紹介により発達障害者又は難病患者を雇用する事業主に対して50万円(中小企業の場合は120万円)を支給。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html</a> 
■実施主体	厚生労働省


### トライアル雇用助成金

(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)

■支援内容	障害者を試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給
障害者トライアルコース	ハローワーク等の紹介により障害者を、原則3か月(テレワークによる勤務を行う者は3か月以上6か月以内。精神障害者は6か月以上12か月未満)間、試行雇用する事業主に対し助成。障害者1人につき、月額最大4万円を最大3か月支給。(精神障害者を雇用する事業主に対しては月額最大8万円を3か月、月額最大4万円を3か月の最大6か月支給)
障害者短時間トライアルコース	精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら週の所定労働時間を20時間以上とすることを旨として試行雇用を行う事業主に対して助成。精神障害者等1人につき、月4万円の助成金を支給。
■実施主体	厚生労働省
■URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html</a> 


上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の厚生労働省WEBサイトをご覧ください。

#### 障害者を雇い入れた場合などの助成

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/intro-joseikin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/intro-joseikin.html) 

#### 問い合わせ先

・最寄りのハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html) 

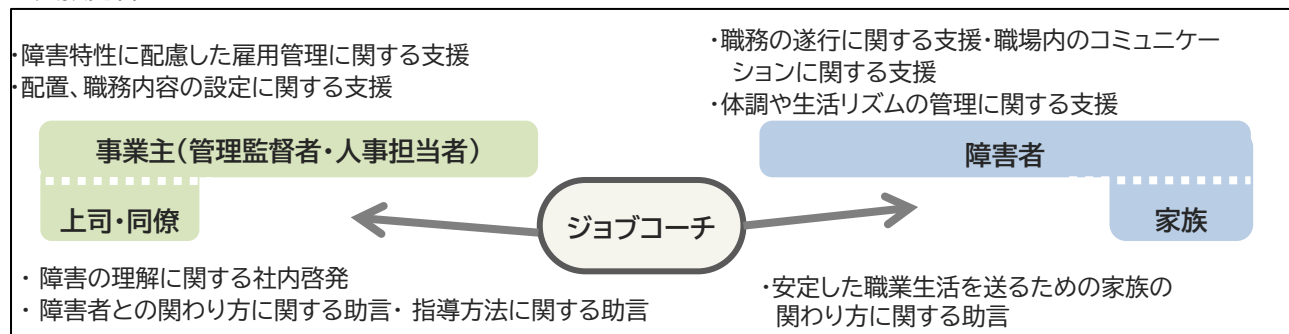
## 雇入れ後のジョブコーチ支援

雇入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターや社会福祉法人等から、職場に派遣されて支援を行うジョブコーチと、自社でジョブコーチを雇用して支援を行うジョブコーチがいます。ジョブコーチは、障害者の職場適応に向けた支援を行っています。

ジョブコーチには、次の3つの形があります。

① 配置型	地域障害者職業センターに所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います
② 訪問型	就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います
③ 企業在籍型	自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障害者の支援を行います

<支援内容>



○ジョブコーチ支援は、対象障害者がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施されるものです。ジョブコーチが行う障害者に対する支援は事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指しています。

○自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、企業在籍型ジョブコーチ支援を行うこともできます。

※企業在籍型ジョブコーチによる支援を行う場合は、助成金を活用することも可能です(職場適応援助者助成金)。

<ジョブコーチ支援を利用したい場合>

・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
地域障害者職業センター

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/>



<ジョブコーチ養成研修の受講について>

・厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課  
(TEL:03-3595-1173)

<助成金について>

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
・都道府県支部高齢・障害者業務課  
(東京都・大阪府は高齢・障害者窓口サービス課)

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>



問い合わせ先

## 【ステップ3】農業参入 農地の確保について

障害者就労施設が自ら農業生産を行う場合は、農地の確保が必要です。

### 農地確保の方法

障害者就労施設を運営する社会福祉法人やNPO法人等が農地を確保したい場合

- (1) 農業目的で農地を借りる方法
- (2) 社会福祉事業等の目的で農地を購入、又は借りる方法があります。

#### 【(1)農業目的で農地を借りる場合】

法人として、農地の権利設定について農業委員会の許可【注】を受けることで農地を借りることができます。

(許可を受けるに当たっての確認事項)

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
- ② 貸借契約に、農地を適正に利用していない場合には契約を解除する旨の条件が付されていること
- ③ 1人以上の役員等が、耕作の事業に常時従事すること
- ④ 周辺の農地利用に支障がないこと
- ⑤ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

※上記のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手続きによって農地中間管理機構(農地バンク)を通じて農地を借りることができます。また、都市農地貸借円滑化法に基づく手続きによって農地(生産緑地)を借りることができます。

#### 【注】農業委員会の許可

農地の権利を取得する場合には、原則として、農地法に基づく市町村の農業委員会の許可を受ける必要があります。まずは、農地が所在する農業委員会にお問い合わせください。

※農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可など、農地に関する事務を執行する行政委員会であり、各市町村に設置されています。

問い合わせ先

・最寄りの市町村、農業委員会

・農林水産省経営局農地政策課  
(TEL:03-6744-2153)

## 【(2)社会福祉事業等の目的で農地を購入、又は借りる場合】

社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人(医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人)として、農地の権利設定について農業委員会による農地法の許可を受けることで、農地を購入、又は借りることができます。

(許可を受けるに当たっての確認事項)

- ① 農地の全てを利用すること
- ② 周辺の農地利用に支障がないこと
- ③ 農地を法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する(※)こと

※例えば、障害福祉サービス等を提供する法人が、園芸療法の一環として農地を利用する場合などが考えられます。

問い合わせ先

・最寄りの市町村、農業委員会

・農林水産省経営局農地政策課  
(TEL:03-6744-2153)

## ※農地の転用について

社会福祉法人やNPO法人等が、障害者就労施設を立ち上げる際には、作業室、相談室等の設備を設置する必要があります。これらの法人等が、農業に取り組むため、農地に設備を設置する際には、農地転用許可の取扱いについて、次のことに留意する必要があります。

なお、設備を設置する農地が農用地区域内にある場合は、予め、市町村による農業用施設用地への用途設定、もしくは、農用地区域からの除外が必要になります。

- (1)自らの農業生産活動に必要な不可欠な農業用施設(畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機格納庫、農業用倉庫、トイレ、駐車場、更衣室等)を設置する場合、その規模が2a未満であり、かつ、自ら耕作している農地に設置するのであれば、転用許可は不要です。
- (2)(1)に該当しない場合であっても、農業用施設であれば、転用許可を受けることで、設置することができます。
- (3)法人が社会福祉事業等を進めるために必要な設備であれば、農業用施設以外であっても、転用許可を受けることで、設置することができます(設備等の要件を満たす必要があります)。

問い合わせ先

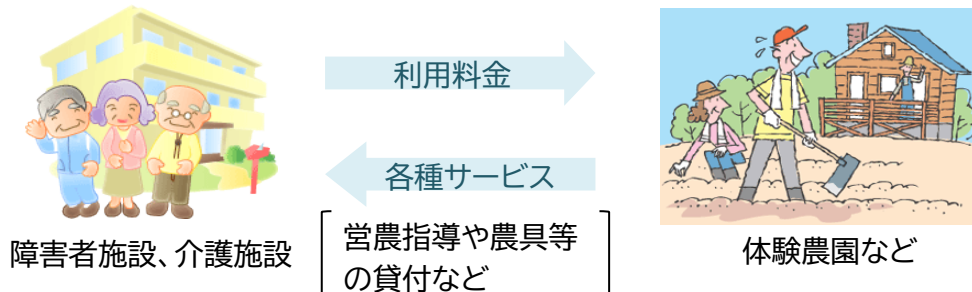
・最寄りの市町村、農業委員会

・農林水産省農村振興局農村計画課  
(TEL:03-6744-2202)

## 【参考】体験農園について

体験農園※の開設者に利用料を支払って農作業をする形態です。障害者施設や介護施設の入所者が気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。

利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



※体験農園とは、利用者が開設者に決められた利用料金を支払って、決められたルールに従って農作業を体験する農園のことです。市民農園のほかコミュニティ農園などとも呼ばれています。

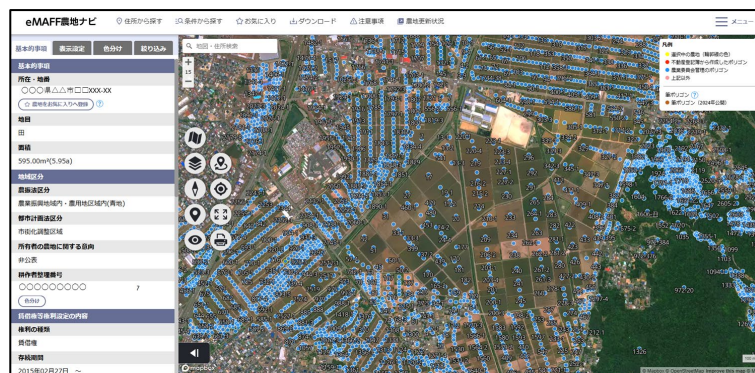
問い合わせ先

・最寄りの市町村、農業委員会、農園開設主体

・農林水産省農村振興局農村計画課  
(TEL:03-3502-5948)

## 【参考】農地情報の入手について

インターネット上の「eMAFF農地ナビ」では、どなたでも無料で農地情報を見ることが可能で、農地を貸したい・売りたいといった所有者の農地に関する意向を確認することができます。



eMAFF農地ナビ(農林水産省)

<https://map.maff.go.jp>



問い合わせ先

・農地に関する御相談について  
最寄りの市町村、農業委員会

・eMAFF農地ナビについて  
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ  
(TEL:03-3502-8438)

## 【ステップ3】農業参入 農業参入に関する支援策

### 農業技術の取得に関する支援

農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など、近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

なお、体験農園を利用する場合は、体験農園の開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり、農作業の指導に当たることが一般的です。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといでしょう。

#### 【例】

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのような方を対象とした指導なのか？(障害の種類や人数など)
- ・どこで農作業を実施するのか？(体験農園や福祉施設)
- ・日常の管理はどこまで行うことが可能か？

#### 【参考情報】

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のWEBサイトにまとめていますので、ご参照ください。

※p49「トピック⑥～熱中症対策について～」でも紹介しております。

農林水産省「農作業安全対策」

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/enzen/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/index.html)



#### 問い合わせ先

・都道府県の普及指導センター  
(URL: <https://www.jadea.org/link/center.html>)



・最寄りの市町村

・農林水産省農産局技術普及課  
(TEL:03-6744-2107)

## 農業経営に関する支援

### 農業経営の改善に向けた相談対応

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、農業経営の改善などの相談対応や中小企業診断士などの専門家による助言・指導などを無料で受けることができます。

問い合わせ先	・最寄りの農業経営・就農支援センター (URL: <a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanijo.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanijo.html</a> )	
	・最寄りの地方農政局 (URL: <a href="https://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html">https://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html</a> )	
	・農林水産省経営局経営政策課 (TEL:03-3502-6441)	

### 経営管理能力の向上に対する支援

農林水産省では、農業者・農業法人の経営管理能力の向上に向けて、「経営戦略や財務・労務管理等が学べる研修プログラム」と「簡単な財務分析・原価計算ができるシステム」を一般公開しておりますので、今後の農業経営にお役立てください。

#### ▼農業者・農業法人向け研修プログラム

農業経営に必要な基礎的な知識や能力等が学べる「初級コース(1科目)」と農地制度や農業施策、農業経営における労務管理等の各分野を学べる「中級コース(13科目)」の2コース(オンライン)があります。

#### 農業経営人材育成研修プログラムの詳細

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/ikusei/kyogikai.html#program>



#### 農業経営人材育成研修プログラムの利用登録

<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>



#### ▼農業経営財務分析システム

財務諸表の数値を入力すると、主な財務指標が計算され、財務状況を可視化できます。

#### 農業経営財務分析システムの詳細

<https://agri-analysis.maff.go.jp/>



#### ▼農畜産物生産原価概算システム

財務諸表の数値を入力すると、農産物ごとの生産原価を概算できます。

#### 農畜産物生産原価概算システムの詳細

<https://agri-costprice.maff.go.jp/>



問い合わせ先

・農林水産省経営局経営政策課  
(TEL:03-3502-6441)

## 認定農業者に対する支援

農業者(農業経営をしている社会福祉法人やNPO法人等も含まれます。)が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を作成し、市町村等の認定を受けることで、認定農業者として様々な支援措置を受けることができます。

### 【農業経営改善計画の申請先】

単一市町村において農業経営を営む場合は、その農用地又は農業生産施設が所在する市町村に、複数市町村で農業経営を営む場合は、営農区域に応じて都道府県又は国に申請します。

農業経営を営む区域		認定権者
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管内にまたがる	農林水産大臣 (申請は管轄する農政局等※)

※認定権者が農林水産大臣の場合の申請先は、認定を受けようとする者の住所の所在地(居住地、事務所所在地)を管轄する地方農政局(北海道農政事務所を含む)。ただし、認定を受けようとする者の住所が沖縄県に所在する場合は、農業経営を営み、又は営もうとする市町村のうち、沖縄県以外の市町村の区域を管轄する地方農政局。

### 【認定農業者に対する支援措置の例】

- 経営所得安定対策 … 麦・大豆等の恒常的なコスト割れを補てん(畑作物の直接支払交付金)  
米価等が下落した際に収入を補てん(収入減少影響緩和交付金)
- 融資(スーパーL資金)… 農地、農業経営用施設・機械の取得等に必要な長期低利融資(融資額:個人3億円、法人10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円))。地域計画のうち目標地図に位置づけられた等の場合、貸付当初5年間の金利負担が軽減 等

### 認定農業者制度の詳細

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/seido\\_ninaite.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html)



### 問い合わせ先

・最寄りの市町村

・最寄りの都道府県

・最寄りの地方農政局  
(国認定に関するお問い合わせ先URL:  
[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/seido\\_ninaite.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html))

・農林水産省経営局経営政策課  
(TEL:03-3502-6441)



## JAの組合員に対する支援

JA(農協)では、組合員に対し、生産技術や営農情報をはじめ、農薬・肥料等の購入や融資、生産した農作物の販売など、各種の農業関連の事業・サービスを提供しています。

JAの組合員資格は、それぞれのJAの定款に定めがあり、社会福祉法人やNPO法人等の法人の形態にかかわらず、その事業の実態に即して農業を営む法人と判断されれば、組合員になることも可能な場合がありますので、加入しようとするJAにご相談ください。

なお、組合員以外の方に対しても一定の範囲で事業利用を認めているJAもありますので、事業利用を希望する場合には、各地域のJAにご相談ください。

### 問い合わせ先

・最寄りのJA  
(URL: <https://org.ja-group.jp/find>)



(農協の制度に関するお問い合わせ)  
・最寄りの都道府県・地方農政局  
(URL:  
[https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k\\_sido/kumiai/attach/pdf/index-19.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/kumiai/attach/pdf/index-19.pdf))  
・農林水産省経営局協同組織課  
(TEL:03-6744-2163)



# 農福連携に活用できる支援

## ○工賃向上計画支援等事業 (農福連携による障害者の就労促進プロジェクト)

障害者就労施設が農業分野へ参入することで、障害者の工賃向上を実現するために支援します。

<b>■支援内容</b>	都道府県が、 ①農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言 ②6次産業化への取組支援 ③農福連携マルシェの開催支援 ④好事例の収集やセミナー開催等の意識啓発 ⑤伴走型コーディネーターを活用するなど、農業者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援 ⑥障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進を実施するために、都道府県に対して助成を行います。
<b>■補助率</b>	国1/2
<b>■実施主体</b>	都道府県 (社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可)

<プロジェクトを活用している都道府県一覧(令和7年度分)>

都道府県	特別事業					
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援	障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進
北海道			○			
青森県					○	
岩手県	○		○		○	
宮城県	○	○	○		○	
秋田県				○		
山形県				○		○
福島県	○	○	○		○	
茨城県			○		○	
栃木県	○					
群馬県	○	○	○	○	○	
埼玉県					○	
千葉県	○					
東京都						
神奈川県	○	○	○	○	○	
新潟県			○		○	
富山県	○		○		○	
石川県	○		○		○	
福井県			○		○	○
山梨県		○	○		○	
長野県	○	○	○	○	○	
岐阜県	○			○	○	
静岡県	○	○			○	
愛知県	○	○	○	○	○	
三重県	○	○	○	○	○	

都道府県	特別事業					
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援	障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進
滋賀県	○				○	
京都府	○	○	○	○	○	
大阪府					○	
兵庫県	○	○	○		○	
奈良県	○	○	○			
和歌山県	○	○	○	○		
鳥取県	○	○	○	○	○	
島根県	○		○	○	○	
岡山県	○	○	○			
広島県	○			○	○	
山口県			○		○	
徳島県						
香川県	○				○	
愛媛県						○
高知県						○
福岡県			○			
佐賀県			○	○	○	
長崎県	○	○				
熊本県	○		○		○	
大分県	○		○			
宮崎県	○				○	
鹿児島県	○		○	○	○	
沖縄県	○		○	○	○	
計	29	16	31	16	32	2

問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
(TEL:03-3595-2528)

## ○ 社会福祉施設等施設整備費補助金

障害者の社会参加支援及び地域移行支援等を更に推進するため、障害者就労施設等の基盤整備を図ります。

■支援内容	社会福祉法人やNPO法人等が、障害者就労施設を立ち上げ、障害者の就労支援を実施しようとする場合、施設整備の経費の一部を支援することができます。
■補助率	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4
■実施主体	社会福祉法人、社団法人、NPO法人 等

問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
(TEL:03-3595-2528)

# 共通の支援策

## 活用可能な交付金

### 農山漁村振興交付金

(地域資源活用価値創出推進事業・整備事業(農福連携型))

<p>■概要</p>	<p>農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。</p>
<p>■支援内容</p>	<p>(1)地域資源活用価値創出推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業) 障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、賃借による移動式トイレの導入等を支援します。</p> <p>(2)地域資源活用価値創出整備事業(農福連携型) 障害者等が作業に携わる農林水産物生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備を支援します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>農業施設</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>洗い場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トイレ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>農機具庫</p> </div> </div>
<p>■事業期間</p>	<p>(1)2年間(+自主取組:1年間)、(2)2年以内(基本1年間)</p>
<p>■交付率</p>	<p>(1)定額                  上限150万円/年、整備事業の経営支援を実施する場合は上限300万円/年                  作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能</p> <p>(2)1/2以内又は各上限のうちいずれか小さい方                  上限:簡易整備200万円、介護・機能維持400万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円</p>
<p>■実施主体</p>	<p>農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会(市町村を含むこと)、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業</p>
<p>■主な要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産分野の作業に携わる障害者等を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。</li> <li>・農林水産物生産・加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限ること。</li> <li>・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。</li> <li>・原則、農福連携支援事業と整備事業は併せて行うこと。</li> </ul>
<p>■URL</p>	<p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html</a></p> 

問い合わせ先

・最寄りの農政局等(p29)

・農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL:03-3502-0033)


## 各地方農政局一覧

整備しようとする農園の所在地	問合せ先 (問合せ時間:9時30分～17時00分 ※平日のみ)
北海道	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03-3502-0033
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	農林水産省 東北農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-263-1111(内線4118、4121)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	農林水産省 関東農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL:048-600-0600(内線3483)
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省 北陸農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL:076-263-2161(内線3487)
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省 東海農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2名古屋 第4地方合同庁舎 TEL:052-223-4630(内線7402)
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	農林水産省 近畿農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 TEL:075-451-9161(内線2591)
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 都市農村交流 課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL:086-224-4511
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省 九州農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL:096-211-9111(内線4633、4624)
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2 地方合同庁舎2号館 TEL:098-866-0031(内線83326、83336)

## 【参考】農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業(創出支援型))

農福連携に取り組む事業者が、取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等をしたい場合にも活用できます。

### 【1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業】

<b>■支援内容</b>	<p>地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。</p> <p>① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組          ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組          ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組          ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組</p>
<b>■事業期間</b>	<p>1年間または2年間</p>
<b>■交付率</b>	<p>①～③の取組 1/2以内          ④の取組 定額          いずれの場合についても国費上限額は500万円/事業実施期間</p>
<b>■実施主体</b>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体          ※ なお上記の④の取組を行う場合のみコンソーシアムによる実施も可能</p>
<b>■主な要件</b>	<p>事業実施には各種要件(事業実施主体要件、地域要件、成果目標と目標年度の設定)がありますので、詳細は下記URLリンク先の事業に関するパンフレット等をご覧ください。</p>
<b>■URL</b>	<p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html</a></p> 

問い合わせ先


- ・最寄りの農政局等(p33)
- ・農林水産省農村振興局都市農村交流課  
(TEL:03-6744-2497)

## 【参考】農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業(創出支援型))

農福連携に取り組む事業者が、地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に対して、専門家の派遣を受けたい場合や、企業や自治体と協働した官民共創による課題解決・事業展開に向けて、中間支援組織によるマッチング支援を受けたい場合に活用できます。

### 【2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業】

### 【3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業】

<p>■支援内容</p>	<p><b>【2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業】</b></p> <p>① 地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。</p> <p>② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。</p> <p>③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。</p> <p><b>【3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業】</b></p> <p>地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。</p>
<p>■事業期間</p>	<p>1年間</p>
<p>■交付率</p>	<p>定額</p>
<p>■実施主体</p>	<p>都道府県、民間団体等</p>
<p>■主な要件</p>	<p>各種支援の詳細は下記URLリンク先の事業に関するパンフレット等をご覧ください。</p>
<p>■URL</p>	<p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html</a></p> 

#### 問い合わせ先


2.地域資源活用・地域連携中央サポート事業(②以外の事業)  
・農林水産省 農村振興局 都市農村交流課  
(TEL:03-6744-2497)

2.地域資源活用・地域連携中央サポート事業(②の事業)  
・農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室  
(TEL:03-6744-2141)

3.地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業  
・最寄りの農政局等(p33)

## 【参考】農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))

農福連携に取り組む事業者が、取組を発展させ、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備をしたい場合にも活用できます。

■支援内容	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
■事業期間	1年間
■交付率	3/10以内、1/2以内※1 いずれの場合についても国費上限額は原則1億円※2 ※1 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や地域資源・地域連携の取組に係る市町村戦略に基づき行う場合、障がい者等の雇用を行う場合 ※2 BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2億円
■実施主体	農林漁業者団体、中小企業者
■主な要件	以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ① 六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画 ② 農商工連携促進法に基づく農商工等連携事業計画 ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略
■URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html</a> 

問い合わせ先


・農林水産省 農村振興局 都市農村交流課  
(TEL:03-6744-2497)

## 各地方農政局等一覧

取組地域	問合せ先
北海道	農林水産省 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19-8札幌 第4合同庁舎 TEL:011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	農林水産省 東北農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-221-6249
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	農林水産省 関東農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL:048-740-0478
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省 北陸農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL:076-232-4890
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省 東海農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2名古屋 第4地方合同庁舎 TEL:052-223-4630
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	農林水産省 近畿農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 TEL:075-414-9065
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 都市農村交流 課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL:086-224-4511(内線2175)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省 九州農政局 農村振興部 都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL:096-300-6427
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 農村 活性化推進室 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1652

## 【参考】農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型))

農福連携に取り組む事業者が、取組を発展させ、農作業の体験施設や廃校を利用した交流施設等を整備したい場合にも活用できます。

■支援内容	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な施設整備を支援
■事業期間	原則3年以内
■交付率	1/2等
■実施主体	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等
■主な要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること。</li><li>・市街化区域(用途区域も含む)以外であること。</li><li>・農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること。</li></ul>
■URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/kasseika/kseibi/seibi.html">https://www.maff.go.jp/j/kasseika/kseibi/seibi.html</a> 

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 地域整備課  
(TEL:03-3501-0814)

### 3 農業分野における高齢者の福祉に関する支援

高齢者が地域で交流し生き生きと活動できるような場を提供することを目的として、高齢者等が、農作業や農作物の調理・販売等によって介護予防を図る（運動機能の低下・認知症・閉じこもり等を防ぐ）など、農福連携のボランティア活動を行う場合には、その活動の立ち上げ費用に対する支援があります。

#### 高齢者生きがい活動促進事業

■支援内容	高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携の取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動の立ち上げを支援。
■事業期間	助成期間は1年以内とする
■交付率	10/10 1か所あたり 上限200万円 *ただし、農福連携とは関係のない事業については上限100万円
■実施主体	市区町村
■主な要件	地域の高齢者の課題の解決に資する活動であること 高齢者主体の活動であること 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とすること
■その他	地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途1市区町村あたり1団体追加する。 他の国庫負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象外。

問い合わせ先

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課  
(TEL:03-5253-1111(内線3935))

## 【事例紹介】羽根山創成白津の会(秋田県北秋田市)

- 秋田県北秋田市では、人口減少と少子高齢化が進んでいる一方で地域内のサロン活動にあたるものがなく、地域内の交流機会の少なさが課題。
- 地域に元気を取り戻し、住民の集いの場と高齢者の活動の場を確保するため、令和4年度に本事業を活用し、羽根山創成白津の会(任意団体)が地域会館を改修整備し、備品を購入するなどして「民家fe白津」をオープン。
- 現在は収穫したお米や野菜などを使用したランチ営業・弁当販売、ピザの製造代行販売、収穫した山菜・野菜の販売や農作業を実施。
- 地域の交流の場で弁当などの販売を行い、農作業を会員全員で行うことで、地域住民との交流が増え地域の繋がりが強まるとともに、やりがいの創出へと繋がっている。



## 【事例紹介】大野自治協議会(岩手県西和賀町)



- 岩手県西和賀町大野地区では、大野自治協議会(自治組織)が高い高齢化率に危機感を持ち、買い物支援や交流会などの独自の高齢者支援を行ってきた。
- 高齢者の技術の活用や居場所づくりを行うため、令和4年度に本事業を活用して新たに事業を立ち上げ、食の体験会の手配や郷土食レシピの制作、農作物生産加工等の研修を実施。
- 現在は雪中野菜の生産販売や食事・食材の配達(食の宅急便)、食の文化祭の開催に加え、生産者との交流や郷土食を楽しむツアーを実施。
- 主体となって事業の運営や活動を行うことが高齢者の仕事づくり、生きがいづくりに繋がっており、西和賀の郷土食の魅力発信や関係人口の広まりにも貢献。

## 【事例紹介】久高島 結回の会(沖縄県南城市)

- 沖縄県南城市久高島では、デイサービス等を行う介護事業所が無いことに加えて独居高齢者も多く、高齢者等の生きがいづくりや介護予防、日常的な見守りが課題。
- 零細企業の復興及び伝統の伝承・継承を通じて高齢者の生きがいづくりへとつなげるため、令和5年度に本事業を活用し、久高島結回の会(任意団体)で農機購入や耕作地のリースを行い、新たに耕作と収穫物の加工販売、ワークショップなどを行う活動を立ち上げた。
- 令和7年度には島の幼小中学校行事である体験学習において、会員の高齢者が講師となり、収穫した麦・芋を活用して学びを展開。
- 作業所自体が気軽なコミュニティとなっているほか、地域や世代を超えた交流が生まれ、高齢者の生きがいづくりの場となっている。




## 4 農業分野における生活困窮者等の自立支援

### 認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、「認定就労訓練事業」という仕組みが導入されました。これは、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。

また、生活困窮者の受入れをご検討されている農業分野に取り組む事業所におかれては自治体や自立相談支援機関とご相談いただき、地域における生活困窮者の就労機会の提供にご協力をお願いします。

<p>■支援内容</p>	<p>一般就労をする上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方(非雇用型・雇用型)をする必要があると判断された者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮のもと、就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援をする。</p> <p>※本事業は民間事業者等の自主事業です。</p> <p>※自治体は、認定を受けた事業所に対し受注機会の増大を図るよう努めることとされています。</p>
<p>■実施主体</p>	<p>社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、NPO法人、株式会社 等</p>
<p>■主な要件</p>	<p>事業所の所在地を管轄する都道府県知事(事業所が指定都市及び中核市にある場合は、指定都市または中核市の長)の認定を受けること</p>
<p>■URL</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf</a></p> 

問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
(03-6812-7848)

## 生活困窮者等の就農訓練事業

生活困窮者等の就農訓練事業は就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の一事業として実施しており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果などにより、心身の回復や、自己有用感・就労意欲の向上につながるといった効果があると考えられます。農業分野に取り組む事業所におかれては、本事業を実施する自治体と連携して、生活困窮者等を受け入れていただくことなどが考えられます。

■支援内容	NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、社会参加促進や就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む。)を含めた就労を支援する。
■補助率	生活困窮者就労準備支援事業等補助金のうち、就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の補助率2/3
■実施主体	都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所を設置する町村 ※委託による実施も可能

### 問い合わせ先

・厚生労働省 社会・援護局 保護課  
(TEL:03-3595-2613)

・厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室  
(TEL:03-6812-7894)

## 5 農業分野における刑務所出所者等の自立支援

### 協力雇用主

刑務所出所者等が就労の機会を得ることは、彼らの円滑な社会復帰に効果的であり、何より再犯防止につながります。そのため、法務省は、厚生労働省と協力して総合的な就労支援対策を行うとともに、協力雇用主に対する支援を実施しています。

協力雇用主とは、刑務所出所者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主で、登録手続は保護観察所で行います。協力雇用主が受けられる支援には、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行った場合に奨励金(刑務所出所者等就労奨励金)が支払われる制度や、被雇用者から業務上の損害を受けた場合に見舞金が支払われる制度(身元保証制度)などがあります。協力雇用主として全国約2万5千社の事業主に登録いただいております。その中には、農業者も含まれます。

協力雇用主に御関心のある農業者は、お近くの保護観察所にお問い合わせください。

#### 刑務所出所者等就労奨励金支給制度 (実際に雇用してくださった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。)

##### 就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。(被雇用者が20歳未満又は50歳以上の場合は、最大6万円加算します。)

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大48万円**

##### 就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大24万円**

##### 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※ 労働保険に加入していることが条件になります。

**最大200万円**

※ いずれの奨励金も、労働保険に加入していることが条件になります。

問い合わせ先

・最寄りの保護観察所  
(URL: [https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo01-01.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html))



## 協力雇用主へのサポート

雇用後の本人への接し方や配慮すべき事項等については、保護観察所が相談に乗ります。具体的には、心理学・教育学・社会学等の専門的知識をもつ国家公務員である保護観察官及び地域性・民間性をもつボランティアである保護司から助言等を受けることができます。

また、一部の保護観察所管内では、更生保護就労支援事業(保護観察所から民間事業者に委託して刑務所出所者等への就労支援を行う事業)として、本人の特性を踏まえた適切なマッチング支援のほか、雇用後の職場定着支援として、最長6か月間、本人への接し方や雇用管理に関する相談等の支援を行っています(更生保護就労支援事業を実施している保護観察所については、保護局HP参照(※))。

刑務所出所者等の雇用を御検討いただく際は、お近くの保護観察所にお問い合わせください。

※ [https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00029.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00029.html)



## 更生保護就労支援事業

### 就職活動支援業務

矯正施設  
収容中



釈放後



#### 矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

### 職場定着支援業務



#### 出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

なお、矯正施設収容中の受刑者等の雇用相談については、コレワーク(※)においても刑務所出所者や少年院出院者の雇用を検討していただいている企業の方々に、その手続の進め方や公的支援制度のほか、出所後の相談先やその方法等の紹介などに取り組んでおりますので、お近くのコレワークにお問い合わせください。

(※)コレワークとは・・・受刑者や少年院在院者の雇用の手続や事業主の方が利用できる国の各支援制度等の紹介を行うため、国が設置した受刑者等の雇用の総合相談窓口です。

問い合わせ先

・最寄りの保護観察所  
(URL: [https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo01-01.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html))



・コレワーク  
(URL: <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/>)  
(TEL:0120-29-5089)

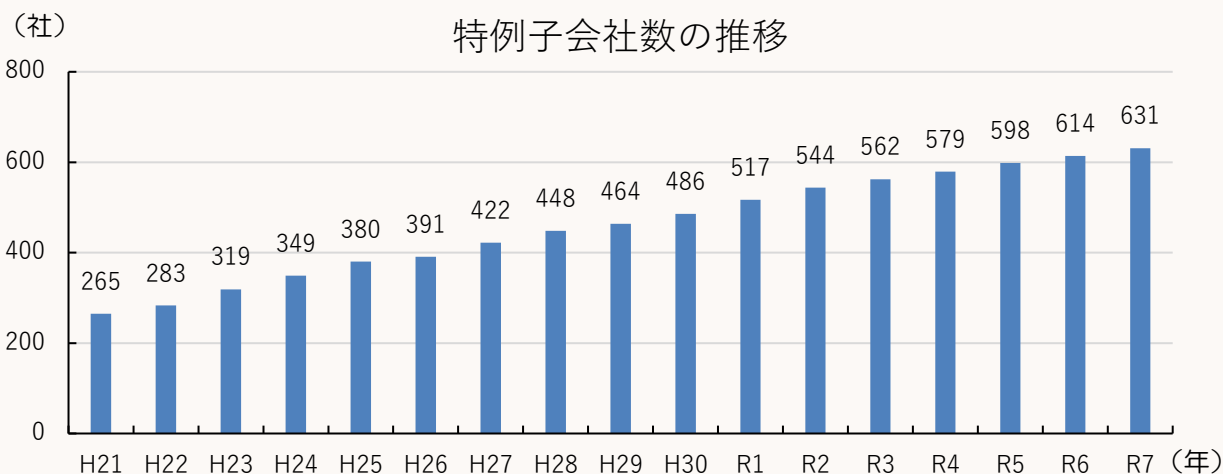


## 6 トピック①～特例子会社について～

特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことです。

障害者の雇用の促進等に関する法律により、従業員40.0人(令和8年7月以降37.5人)以上を雇用する事業主は、雇用する従業員の2.5% (令和8年7月以降2.7%)以上を障害者とするよう、義務付けられています。事業主が、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例として、その子会社に雇用されている従業員を親会社に雇用されているものとみなして雇用率に算定することができます。これを特例子会社制度といいます。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、今後も、特例子会社は増加するものと予想されています。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が期待されます。



### 特例子会社制度のメリット

#### (1)事業主にとってのメリット

- ・障害特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。 など

#### (2)障害者にとってのメリット

- ・特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。 など

問い合わせ先

・厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課  
(TEL: 03-3595-1173)

## 【事例紹介】特例子会社による農福連携推進の取組 帝人ソレイユ株式会社(千葉県我孫子市)

- 帝人グループの特例子会社。障害者約20名が露地野菜・食用バラ・胡蝶蘭の生産・販売に従事
- 農福連携技術支援者や企業在籍型ジョブコーチを配置し、充実した障害者の支援体制を構築
- JGAP認証を取得し、誰もが作業しやすい環境や、労働安全・食品安全・環境安全に配慮された就労環境を整備
- 障害者雇用を行う優良な中小事業主が認定される「もにす認定\*」を取得
- ノウフク・アワード2021チャレンジ賞受賞



胡蝶蘭の生産現場

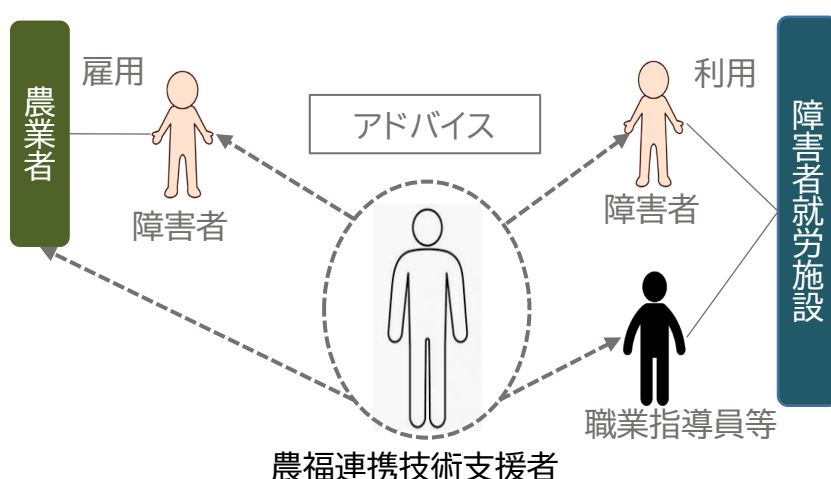
\*厚生労働大臣が、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を認定する制度

※R8.3時点

## 7 トピック②～農福連携技術支援者について～

農福連携技術支援者とは、農福連携に携わる当事者(農業者・障害者就労施設の職業指導員等・障害者本人)に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。農林水産省は令和2年度から「農福連携技術支援者研修」を実施しており、すべての研修過程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定しています。また、本研修は農林水産省のほか、一部の都道府県でも本研修に準拠した研修を実施しています。令和5年度末までに全国で579名を認定しています。

### 農福連携技術支援者



### 研修の内容

#### 【研修形式と期間】

- (1)座学講義3日間程度
- (2)演習・実地研修4日間程度
- (3)修了試験(農林水産省が作成)

#### 【カリキュラム】

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法  
など

農福連携技術支援者の育成について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/seminars.html>



問い合わせ先

農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL: 03-3502-0033)

## 8 トピック③～ユニバーサル農園について～

「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」において、「ユニバーサル農園」は「障害者のみならず、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画の場を提供するとともに、高齢者や障害者等の健康増進や生きがいづくり、メンタルヘルスの問題を抱える者等の精神的健康の確保、働きづらさや生きづらさを感じている者への職業訓練・立ち直りの場の提供など、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場である」とされています。

### ユニバーサル農園により期待される効果の例

#### ①健康増進や生きがいづくり

- 農作業による高齢者、障がい者等の健康増進やリハビリ
- 農作物の栽培・販売や利用者同士の交流による生きがいづくり

#### ②精神的健康の確保

- 土や自然に触れ、作物を育てることで、癒しや安らぎを感じることに伴い、精神的健康の確保

#### ③雇用・就労に向けた機会の提供

- 農作物の栽培・販売や利用者同士の共同体験による、ひきこもりの状態にある者等の社会参画、就農へのチャレンジに向けた技術の習得

#### ④学びの機会の提供

- 子ども等が農業を体験的に学ぶ機会や障害者の生涯にわたる学びの場の提供
- 生産した農作物の供給を通じた地域の多様な主体(例:子ども食堂、フードバンク等)との交流

世代や障害の有無を超えた多様な者のユニバーサル農園の利用による農地の利用の維持・拡大

※将来的な農業及び農業関連事業への就業を前提として、ユニバーサル農園の開設及び運営に取り組む場合には、生産施設、休憩所、トイレの整備等、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進事業・整備事業(農福連携型))(p28)の支援対象となります。事業の要件等の詳細はp29の問合せ先までご相談ください。

### 【事例紹介】NPO法人たかつき(大阪府高槻市)

- 平成19年に、デイサービスセンターを開所
- 隣接する農地を活用して、高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に園芸療法として農作業を実施
- レイズドベッド※を活用し、利用者個人の畑区画を導入することで、利用者が主体的に農作業に取り組むことができ、身体機能の低下予防に貢献 ※高床式の花壇
- 地域の小学生向けの農作業体験を実施し、利用者と子どもたちとの交流を促すことで生きがいづくりに寄与
- ノウフク・アワード2023チャレンジ賞受賞



※R.3時点

問い合わせ先

農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL: 03-3502-0033)

## 9 トピック④～地域協議会について～

農福連携等の取組が盛んな地域においては、推進体制づくりに市町村等の行政機関が参画している事例がみられます。

また、農福連携等の課題は地域によって様々です。

### 【課題の一例】

- 農業側の理解不足により農福連携等の取組が進まない
- 農繁期に作業が集中することから、時期的・地理的に農業と福祉の需給にギャップが生じる

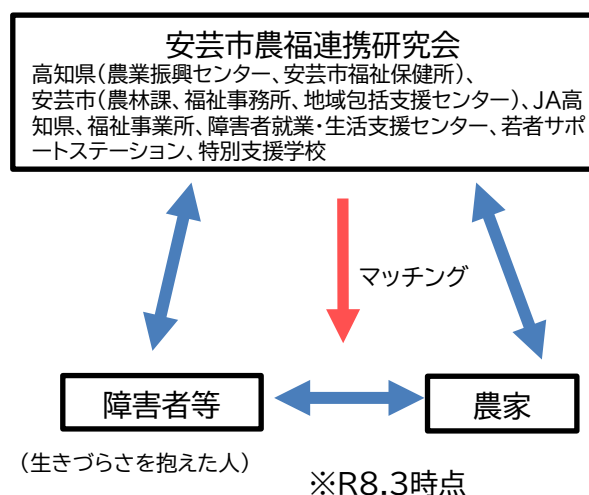
このため、都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域単位で、地域協議会を発足するなど、市町村の参画の下、農福連携を進めていくような体制づくりの必要性が高まっています。

### 【地域協議会の活動内容の例】

- 農業と福祉の関係者のネットワークづくり(見学会、体験会の実施)
- 地域内の農福連携等のルールづくり(作業単価の設定等)
- 地域の営農の特性(作目、農繁期・農閑期等)やほ場等と障害者就労施設との距離等を踏まえたマッチングの実施

### 【事例紹介】安芸市農福連携研究会(高知県安芸市)

- 「障がいがあっても仕事はできる！障害等の有無に関係なくすべての人が生きがいを持って自分らしく生活できる社会の実現」を目的に、高知県、安芸市、JA高知県、福祉事業所、障害者就業・生活支援センターなどから構成される同研究会を2018年に設立
- 農業の担い手確保や農地などの活用、そして障がい者等の就労を確保し、支援体制と連携の確立に取り組んでいる
- ノウフク・アワード2021  
審査委員特別賞 受賞




問い合わせ先

農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL: 03-3502-0033)

## 地域協議会の設立及び体制整備への支援

### 農山漁村振興交付金

(地域資源活用価値創出推進事業(農福連携型))

■概要	農福連携を地域で広げるための地域協議会の設立及び体制整備を支援します。
■支援内容	農福連携の推進のために行う地域協議会の活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要経費
■事業期間	2年間(+自主取組:1年間)
■交付率	定額(上限:300万円/年)
■実施主体	地域協議会 ※事業計画書の提出までに設立されていることが必要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村のほか、農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員とし、次の内容を定めた規約等に各構成員が同意している団体。</p> <p>①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、          ③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、          ⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、          ⑦その他運営に関して必要な事項</p> </div>
■主な要件	事業実施3年目までに <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること</li> <li>・地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること</li> </ul>
■URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html</a> 

問い合わせ先

・最寄りの農政局等(p29)

・農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL:03-3502-0033)

# 10 トピック⑤～林福連携・水福連携～

## 林福連携

林福連携は、林業※と福祉が連携し、障害を持った人をはじめとする多様な人たちが、林業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会に参加できる場を広げる取組です。

※木材加工、きのこ栽培、苗木づくりなどを含む。

### 林業側のメリット

- 働き手の確保
- 生産量拡大、付加価値向上
- 森林資源の循環利用

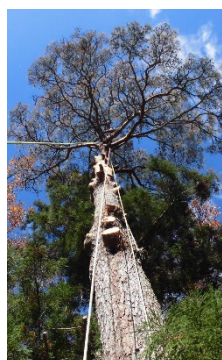
### 福祉側のメリット

- 働く場の確保、所得向上
- やりがい獲得、技能向上
- 地域との交流促進

## 【事例紹介】(NPO法人)わっこ谷の山福農林舎(長野県筑北村)

だに やまふく のうりんしゃ

- 前身である社会福祉協議会が、障害者等の就労場所として、農林業代行サービスを開始。
- 樹木の管理(伐採、剪定等)や地域の間伐材を使用した薪づくりなどの「やましごと」に障害者等が参加。
- 間伐材を買い取る木の駅の運営や、温泉施設の薪ボイラー運用など、地域のエネルギー循環と雇用創出を両立。



## 【事例紹介】(株)杉本商店(宮崎県高千穂町)

- 障害者就労施設に、椎茸の原木栽培、収穫、加工などを委託。
- 障害者の特性に合った作業分担と就労環境への配慮により、出勤率が向上し、賃金も増加。
- 生産者の高齢化等による担い手不足を補い、地域の課題解決に貢献。



問い合わせ先

林野庁経営課企画班  
(TEL: 03-6744-2286)

## 水福連携

水産業分野においても、福祉との連携が進んでいます。

水産業では、主に養殖業や水産加工業で水福連携の取組が行われており、養殖業においてはカキの養殖に使用する資材作成作業や陸上養殖業での給餌作業、水産加工業においては干物の袋詰め作業や海藻類の異物除去作業等で連携の取組が行われています。

農福連携に比べ、取組数が少なく全国的な波及も限定的であることから、今後更なる取組の拡大が求められています。

水福連携の具体的な取組手順や取組事例等については、水産庁ホームページに掲載の「はじめよう！水福連携スタートアップマニュアル」もご覧ください。



水産庁ホームページ(水福連携の推進)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/suihuku.html>

### 【事例紹介】三重県

- 平成27年から、水福連携に取り組む専門人材の育成、水福連携の取組創出や漁業参入支援などを実施。
- 鳥羽市や志摩市をはじめ、県内でカキ天然種苗用コレクターの作製作業や、カキ養殖用ロープの釘抜き作業を実施。
- 地域の基幹産業の一つであるカキ養殖業の工程に関与することで、地域とのつながりや働きがいの創出につながっている。



### 【事例紹介】神奈川県

- 葉山町をはじめ、県内で乾燥ひじきのごみ取り作業、袋詰めやシール貼り作業を実施。
- 近隣の漁業協同組合から、ひじきのごみ取り作業が大変なため、人手が欲しいという話があったことがきっかけ。
- その他、養殖・天然わかめの乾燥作業や計量・袋詰め作業、漁師が漁で使用した漁具を解体する作業も県内で実施している。



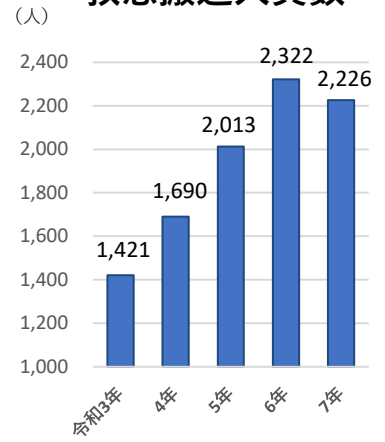
問い合わせ先

水産庁漁政部企画課労働安全・デジタル班  
(TEL: 03-3592-0731)

# 11 トピック⑥～熱中症対策について～

最新の農作業死亡事故(令和6年)において、「熱中症」による死亡者は59人と全体の21%となっており、増加傾向です。また、令和6年度の夏季(5～9月)において、田畑等で農作業中に熱中症によって救急搬送された人数は2,322人と直近5年で最多となっています。

## 直近5年の職場における 救急搬送人員数



※消防庁「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」より  
※仕事場：田畑、森林、海、川等 ※農・林・畜・水産作業を行っている場合のみ)の区分

熱中症対策等に関する情報を、以下のWEBサイトにまとめていますので、ご参照ください。

### 農林水産省「熱中症対策」

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)



熱中症対策パンフレット(令和7年作成)

令和7年度熱中症対策研修テキスト

熱中症対策ポスター(令和5年作成)

熱中症関係情報集

熱中症対策アイテム集

問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課  
(TEL:03-6744-2107)

# 12 コラム①

## ～農福連携を通じた心身の健康等への影響～

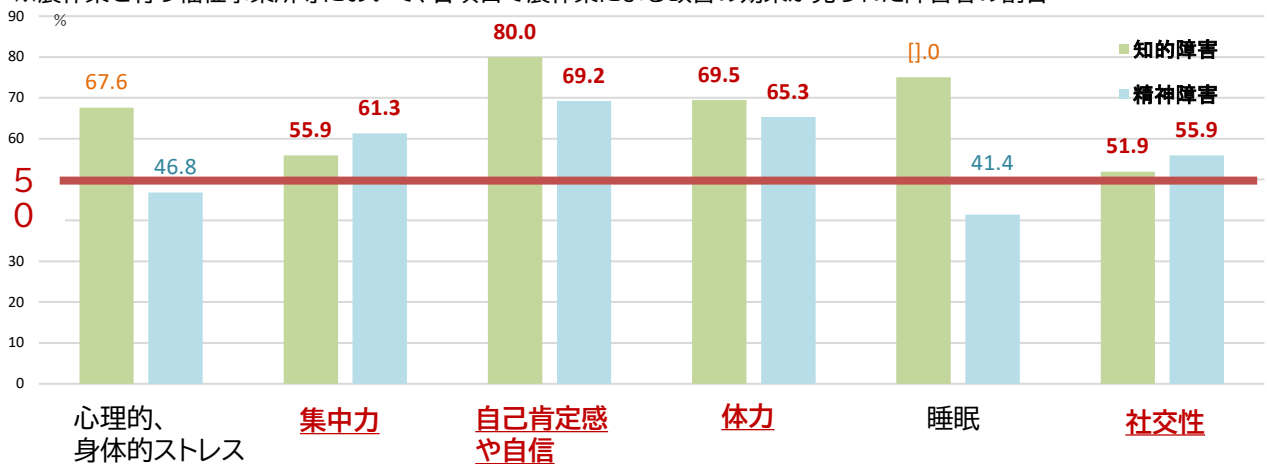
調査対象の福祉事業所等において、農作業を行う障害者の半数以上に自己肯定感や自信、体力、集中力、社会性について改善効果が見られたほか、脳血流量の増加に伴う注意機能の活発化と単位時間当たりの農作業量の増加が認められるなど、精神と身体の健康に関する改善効果が報告されています。

※農林水産省 農林水産政策研究所令和4年度連携研究スキームによる研究(委託研究課題)「農福連携効果の学際的かつ定量的研究」最終報告書より

### ▶ 農作業参加後の健康改善率

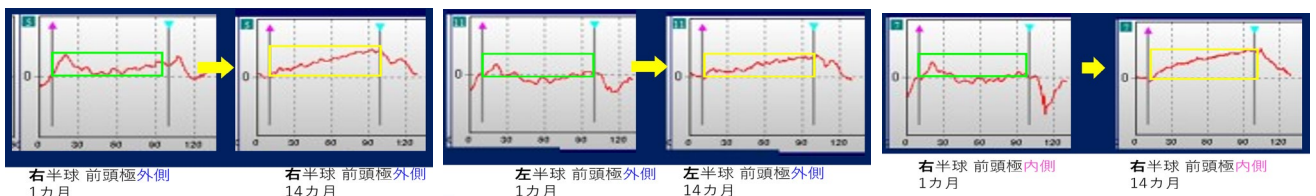
農作業を通じて、自己肯定感や自信、体力、集中力、社会性等が向上

※農作業を行う福祉事業所等において、各項目で農作業による改善の効果が見られた障害者の割合



### ▶ 農作業を通じた脳の活発化

農作業を継続的に行うことで、農作業時に注意機能を担う脳領域の血流が増えて活動が活発化し、時間あたりの作業量が増加



### ▶ 農作業量の増加

	1か月	3か月	4か月	7か月	14か月
さし芽作業量得点	2.78	3.75	4.63	5.17	5.50

(さし芽作業量得点: 90秒間で1ポットに2本さし穂をさすと1点とし、途中の過程も点数化して加算した数値。)

※知的障害者を対象として、さし芽作業開始から2か月後、15か月後の前頭 前野前頭極血流変化と作業量を比較

農林水産省の研究機関である農林水産政策研究所では、様々な主体による農福連携への取組の現状や課題等に関する調査研究を行っています。

その概要を以下のWEBサイトに掲載していますので、御参照ください。

URL: <https://www.maff.go.jp/primaff/seika/nosanson/nofuku.html>



# 13 コラム②

## ～多岐にわたる農作業、周辺農業とのつながり～

農業現場では、様々な種類の作物が生産され、耕起、播種、水やり、草取り、間引き、収穫、出荷調整、加工など、多岐にわたる作業が必要となります。そのため体力をいかすことができる作業、長時間にわたる集中力が必要な繰返し作業、単独で実施可能である作業、機械の繊細な操作が得意な者に適した作業など、障害者等が個々の能力や特性に合った作業と出会うことが期待されます。

### ～畑作や園芸作物の農作業の例～



6次産業化 ・付加価値の創造 ・障害者雇用の拡大 等

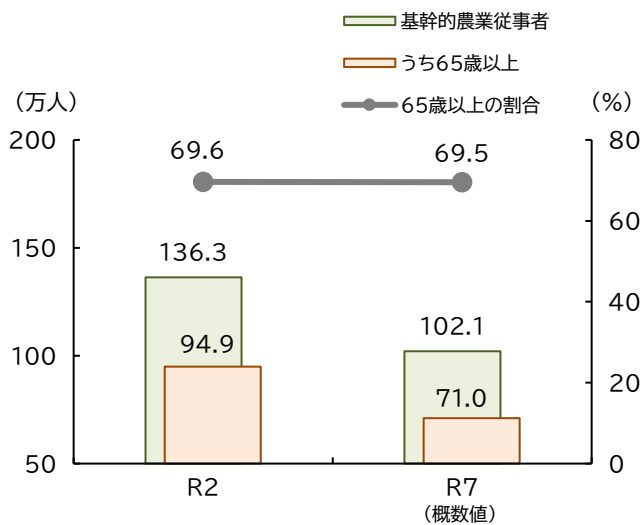
# 14 参考

## 農業における課題

○基幹的農業従事者は令和2年から令和7年までの5年間で2割を超える減少。  
また、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は横ばいで推移しており、約7割を占めている。

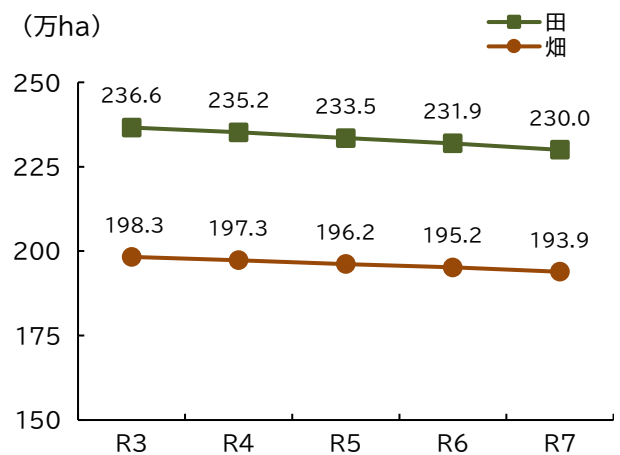
○耕地面積は年々減少傾向であり、全国で再生利用可能な荒廃農地は令和6年時点で9.8万haとなっている。

### 基幹的農業従事者の推移



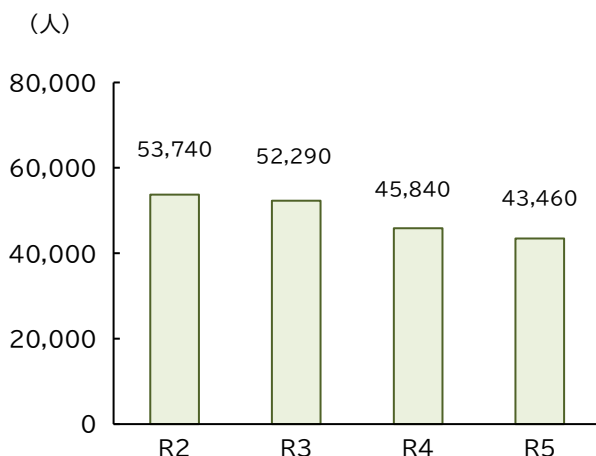
出典：農林水産省「農林業センサス」

### 耕地面積の推移



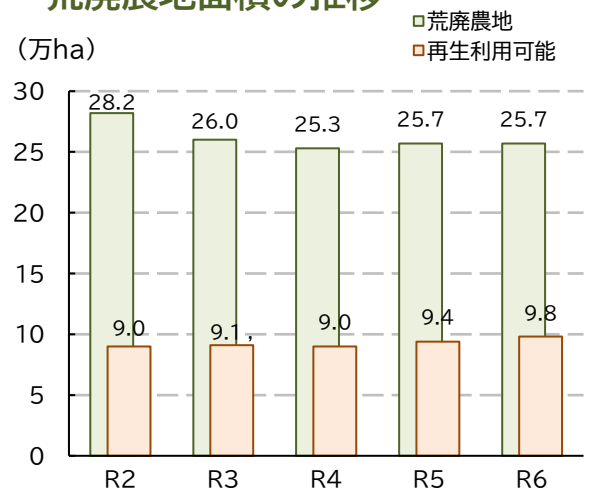
出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」(各年)

### 新規就農者数の推移



出典：農林水産省「新規就農者調査」

### 荒廃農地面積の推移



出典：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(各年)



## 農福連携に関するネットワーク

各地方農政局等は、農福連携を推進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワークを開設・運営しています。現場における情報提供窓口として、お気軽にお問い合わせください。

### 北海道地域の農福連携推進ネットワーク(対象地域:北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL:011-330-8801



### 東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

<https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/index.html>

事務局: 東北農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:022-263-1111(内線4118、4121)



### 関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:048-600-0600(内線3483)



### 北陸障がい者就農促進ネットワーク(対象地域:新潟県、富山県、石川県、福井県)

[https://www.maff.go.jp/hokuriku/nouson/noufuku\\_suisin.html](https://www.maff.go.jp/hokuriku/nouson/noufuku_suisin.html)

事務局: 北陸農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:076-263-2161(内線3487)



### 東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/toshinou/noufuku/network/index.html>

事務局: 東海農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:052-223-4630(内線7402)



### 近畿農福連携ネットワーク

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/network.html>

事務局: 近畿農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:075-451-9161(内線2591)



### 中国四国地域農福連携推進ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<https://www.maff.go.jp/chushi/nouson/noufuku/noufuku.html>

事務局: 中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 TEL:086-224-4511



### 九州地域農福連携促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

[https://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku\\_top.html#network](https://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku_top.html#network)

事務局: 九州農政局農村振興部都市農村交流課 TEL: 096-211-9111(内線4633、4624)



### 沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク(対象地域:沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/nousin/016729>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL:098-866-0031(内線83326、83336)



## 本書に関するお問い合わせ

農林水産省農村振興局都市農村交流課農福連携推進室  
(TEL:03-3502-0033)